

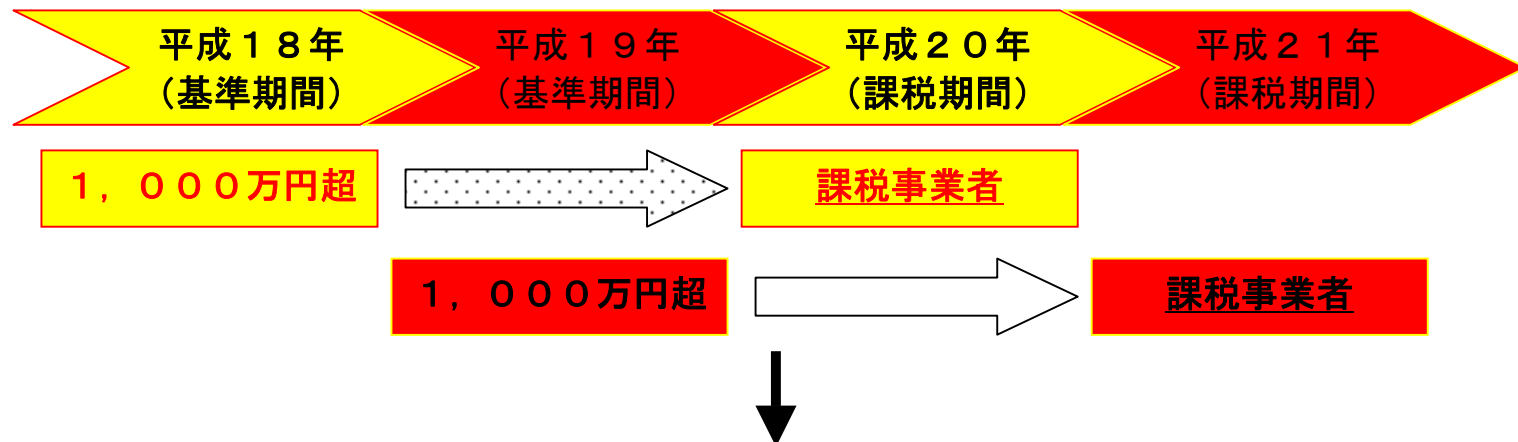
# 消費税課税事業者の方へ

## 1. 平成20年において新たに消費税課税事業者になられる方

平成18年における課税売上高が1,000万円を超えている個人事業者は、平成20年において消費税の課税事業者となります。該当される方は、以下の図を参考に各税務書類の提出をしてください。

※以後毎年、前々年（基準期間）の課税売上高が1,000万円を超えた方はその年（課税期間）において消費税課税事業者となります。

参考図



平成18年の基準期間が1,000万円超 → 「消費税課税事業者届出書」を速やかに提出して下さい。

※1 計算方法は2種類

本則課税  
(原則)

簡易課税  
(※2 選択)

※1. 計算方法は2種類：納付税額に差が生じます！簡易課税を選択した方が有利か不利かは、ぜひ申告会にお越しになり、納付税額のシュミレーションを必ずして下さい。

※2. 平成20年で簡易課税制度を選択する場合：「消費税簡易課税制度選択届出書」の提出が必要。  
(提出期限は平成19年12月31日まで)

簡易課税制度の選択には、「2年間は簡易課税制度が適用される」等、多くの注意点があります。ぜひ申告会へご相談ください。

## 2. 既に消費税課税事業者の方

○平成19年の計算方法が本則課税の方

・平成20年で簡易課税を選択する場合：「消費税簡易課税制度選択届出書」の提出が必要  
(提出期限は平成19年12月31日まで)

○平成19年の計算方法が簡易課税の方

・平成20年で簡易課税を取り下げる場合：「消費税簡易課税制度選択不適用届出書」の提出が必要  
(提出期限は平成19年12月31日まで)

・平成19年で新たに課税事業者となる方で、「消費税簡易課税制度選択届出書」を平成18年12月31日までに提出している方は平成19年・20年ともに簡易課税制度が適用されます。  
(ただし、基準期間の課税売上高が5,000万円超である場合は本則課税となります)。

※基準期間の課税売上高が1,000万円以下となっている方は、その年（課税期間）においては、消費税の納税義務は免除されます。該当される方は、速やかに「消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書」を提出して下さい。

消費税は事業内容が変わりますと、納付税額は大きく変わることがあります。日頃の記帳と、事業計画（設備投資など）をきちんと立て、「本則・簡易どちらが有利か？」の納付税額のシュミレーションの相談に申告会へ必ずお越しいただき、「ご自身の判断」により各税務書類の提出をしてください。

ご不明な点がございましたら、お早めに申告会へ相談にお越しください。